

みよし市

打越行政区 規約

制定昭和36年3月30日	打越行政区 規約	規 約
改訂 平成 30 年4月1日		打越行政区

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、打越行政区(以下「区」という)と称する。

(所在地)

第2条 本会は、事務局を打越町前田30番地に区事務所内に置く。

(構成)

第3条 本会は、区内に在住し、かつ、住民登録を済ませた住民(以下「区民」という)をもって組織する。

(目的)

第4条 本会は、区の発展と区民の生活の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条に定める目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 区民の文化、教養を高める活動
- (2) 区民の健康、体力向上に関する活動
- (3) 安全で快適な環境整備
- (4) 青少年の健全な育成
- (5) その他、目的達成に必要な事業

2 事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(組織)

第6条 本会は、運営を円滑に行うため、19の組で構成する。

第7条 本会は、事業を円滑に行うため区長の下に女性部、体育部、文化部を設置する。

第2章 役員

(役員)

第8条 区に、役員として、区長、区長代理、副区長、会計(以下「区三役」という)及び区議員、監査委員会委員、諮問委員会委員、選挙管理委員会委員を置く。

2 区三役は、別に定める「打越行政区の区長、区長代理、副区長、会計の選挙に関する規程」の定めに基づき選出する。

3 区三役の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

4 役員が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(区三役の任務)

第9条 区長は、区民の代表として広く区民の意見を聴き、事業に反映する。

2 区長は、本会の目的達成のため、関係団体と連携して事業を効率よく行う。

3 区長代理、副区長は、区長を補佐すると共に、区長に事故あるときは代行する。

4 会計は、区長を補佐すると共に、区の会計業務を掌握する。

(区議員)

第10条 区議員は、各組より、1名ずつ選出し、区長が任命する。

2 区議員の任期は、1年とする。

(区議員会長及び副会長)

第11条 区議員会長及び副会長は、区長が推薦し、年度初回の区議員会で承認をうける。

2 区議員会長及び副会長は、区議員会の進行を図ると共に、区議員全体を掌握する。

第3章 会議

(総会)

第12条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

(1) 定期総会は、毎年1回開催するものとし、区長が召集する。

(2) 臨時総会は、区民、区議員会及び諮問委員会からの要請により、区長が開催を必要と認めたとき、召集する。

(総会の議決事項)

第13条 総会の議決事項は、次のとおりとする。

(1) 事業計画及び事業報告に関する事項

(2) 予算及び決算に関する事項

(3) 規約に関する事項

(4) その他、本会の事業運営に関して必要な事項

(総会の議決)

第14条 総会の議長は、前年度区長を充てるものとする。

2 総会の議決は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(区議員会)

第15条 区議員会は、定例区議員会及び臨時区議員会とする。

(1) 定例区議員会は、毎月開催するものとする。

(2) 臨時区議員会は、必要に応じ、開催するものとする。

2 区議員会は、区議員と区三役で構成する。

3 区議員会の顧問として、みよし市市議会議員の出席を求めるものとする。

4 区議員会に、議題に応じて必要な者を、説明員として出席させることができるものとする。

5 区議員会に、参考意見聴取のため必要な者を出席させることができるものとする。

(区議員会の議決事項)

第16条 区議員会の議決事項は、次のとおりとする。

- (1) 本会の目的達成に必要な事項
- (2) 総会において委任された事項
- (3) 諮問委員会から要請された事項
- (4) 区議員から提出された事項
- (5) その他区長から提案された事項

第4章 委員会

(監査委員会)

第17条 監査委員会は、区及び区諸団体の会計について、監査し、監査結果を、総会で報告しなければならない。

- 2 監査委員会委員は、区長が推薦し、区議員会の承認を得たうえで、任命する。
- 3 監査委員会委員の任期は、3年とする。ただし、再任は妨げないものとする。
- 4 その他、監査委員に関する事項は、別に定める「打越行政区監査委員に関する規程」によるものとする。

(諮問委員会)

第18条 区長の諮問機関として、諮問委員会を設置する。

- 2 諮問委員会は、区の運営、重要事項について協議し、区長に答申する。
- 3 諮問委員会委員は、区長が委嘱する。
- 4 諮問委員会委員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げないものとする。
- 5 その他、諮問委員会に関する事項は、別に定める「打越行政区諮問委員会に関する規程」によるものとする。

(選挙管理委員会)

第19条 区三役の選挙執行機関として、選挙管理委員会を設置する。

- 2 選挙管理委員会委員は区長が委嘱する。
- 3 選挙管理委員会委員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げないものとする。
- 4 その他選挙管理委員会に関する事項は、別に定める「打越行政区選挙管理委員会に関する規程」によるものとする。

第5章 会計

(会計の種類)

第20条 区の会計は、一般会計、整備基金会計、及び、特別基金会計とする。

(一般会計)

第21条 一般会計は、区の一般事業を運営するために、用途する。

- 2 一般会計に要する経費は、区費、市助成金、企業からの協力金・寄付金等で賄う。

3 区費に関する事項は、別に定める「打越行政区費の徴収に関する規程」によるものとする。

(整備基金会計)

第22条 整備基金会計は、長期にわたる事業、及び、不慮の事故等に対応するために用途する。

2 整備基金を取り崩す時は、諮問委員会に諮り、区議員会の議決を要するものとする。

3 整備基金の原資は、一般会計の余剰金等を充てる。

(特別基金会計)

第23条 特別基金は、未曾有の天災等の発生時に限り、諮問委員会の要請を受けて、区議員会の議決を要した後、用途することができるものとする。

2 特別基金の原資は、農業者財産管理組合からの寄付金等とする。

(会計年度)

第24条 区の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

第6章 慶弔

(慶弔)

第25条 区民の慶弔に対し、別に定める「打越行政区区民に対する慶弔に関する内規」に基づき祝金、弔慰金等を贈ることができる。

2 区民以外の者に対する慶弔の取り扱いについては、区三役が協議し決定するものとする。

第7章 その他

(規約の改正)

第26条 この規約の改正にあたっては、区長が諮問委員会に諮問し、区議員会の議決を経た上で、総会に提案するものとする。

(委 任)

第27条 この規約に定めるものの他、必要事項は、別に規程、内規を設けるものとする。

付 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

(改定履歴)

- ・平成21年4月1日、内容を全面見直し改正
- ・平成24年4月1日、第6条改正
- ・平成30年4月1日、第8条・第9条改正